

○海部地区急病診療所組合職員の定年による退職の特例に関する規則

(平成4年4月20日)
(規則第3号)

改正 平成13年2月23日 規則第5号
平成21年9月7日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、海部地区急病診療所組合職員の定年等に関する条例（平成4年組合条例第6号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定に基づき、定年による退職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職の特例)

第2条 任命権者は、条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合、同条第2項の規定により期限を延長する場合又は同条第4項の規定により期限を繰り上げて退職させる場合には、当該職員に対し、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 条例第4条第3項又は第4項に規定する職員の同意は、書面により得なければならない。

(報告)

第3条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員のうち条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させる職員の状況を管理者に報告しなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年2月23日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第4条に規定する職員に係る再任用及び再任用の任期の更新の状況の報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。